

令和7年度 戸田市DX推進補助金

DX化による市内中小企業等の持続的な成長や発展を促進するとともに、市内経済の活性化に資することを目的とし、デジタル技術を活用して、業務の効率化や生産性の向上等の経営課題の解決を目指す市内中小企業等の取組を支援します。

募集要項

対象事業者・要件

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者等及び同条第5項に規定する小規模企業者(個人事業主を含む)であること。
 - (2) 市内に本店(個人事業主の場合は、主たる事業所)を有すること。また、個人事業主については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記載されていること。
 - (3) 補助金の交付申請の日において、市内で1年以上継続して事業を営んでいること。
 - (4) 市税等に滞納がないこと。
- ※ただし、これらの要件を満たしていても対象外となる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

補助対象事業

自社の課題解決策としてDXに取り組む事業。
ただし、国、県又はその他各種団体等の他の補助金と重複する事業は対象外



※「DX」とは
データ及びデジタル技術を活用して、業務
の効率化、人的コストの削減、生産速度の上
昇その他の生産性の向上に取り組むこと。

補助対象経費

補助対象事業に係る費用のうち、別表に掲げるもののうち、補助対象事業の執行に必要と認められるものであって、令和7年4月1日以降に発生した経費(消費税及び地方消費税は除く)

コンサルティング費用	データやデジタル技術の活用に必要なITコンサルティングに要する経費 (例) 専門家への謝金等
サービス・製品開発費	ビジネスモデル等の変革に必要な自社のサービス、製品の開発に要する経費 (例) 外注費、原材料費等
システム導入費	業務プロセス等の変革に必要なシステム導入に要する経費 (例) 外注費、ソフトウェア購入費、機材購入費 等
システム使用料等	業務プロセス等の変革に必要なシステム使用料等に要する経費(導入月から起算して12か月分) (例) ソフトウェア使用料、クラウドサービス利用料 ※年度をまたぐ場合、両年度で手続きが必要です。 ※翌年度の予算について、成立することが条件となります。
DX人材教育費	自社のDX人材の育成・教育に必要な、講座受講等に要する経費 (例) 講座受講料、講師謝礼・講師派遣旅費等
その他	その他DX化の取組に必要な経費で市長が必要と認める経費

対象外となる経費

- (1) 人件費
- (2) システムの保守、管理等を主たる目的とした経費(トラブル対処、SEO施策、ヘルプデスク等のサービス関連経費等)
- (3) 設備の設置等に伴う増改築に要する経費
- (4) ECサイトの構築、ホームページの制作等を自社で行ったものに要する経費(ソフトウェアの購入等を除く)
- (5) 新規事業の立上げ(開業)に要する必需品としてのハード及びソフトウェアやシステム等の導入に要する経費
- (6) 広告宣伝費及び広告宣伝に類する経費
- (7) 賃料、光熱水費、通信料、消耗品の購入費、手数料、保険料等の事業運営に要する経費
- (8) 補助対象者と関係する企業及び団体並びに代表者の3親等以内の親族からの購入、譲渡及びリースに要する経費
- (9) その他市長が不適切と認める経費

裏面へ

受付期間

令和7年4月1日(火)～ ※予算の範囲内で先着順

※申請をご検討の場合は、事前に下記担当までご相談ください。

補助金額

補助対象経費(税抜)の **2分の1(上限額50万円)**

※1事業者につき、1会計年度あたり1回限り

※予算上限に達し次第終了

※1,000円未満の端数は切り捨て

提出書類

窓口持参または郵送でご提出をお願いします。

交付申請時

◆共通(法人・個人事業主)

- ①補助金等交付申請書(指定様式)
 - ②経営計画書兼補助対象事業計画書(別記様式)
 - ③見積書等補助対象事業の内容及び金額が分かる書類
 - ④市税等に滞納がないことを証明する書類(完納証明書等)
 - ⑤許認可証の写し(営業許可、建設業許可 等)
- ※①②は、ホームページからダウンロードできます。

◆その他の提出物 ※法人と個人事業主で、提出書類が異なりますので、ご確認ください。

【法人の場合】

- i 発行後3カ月以内の履歴事項全部証明書
- ii 直近の決算書の写し

【個人事業主の場合】

- i 発行後3カ月以内の住民票の写し
- ii 税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写し
(e-Taxを利用した場合にあっては、受信通知。)
- iii 直近の確定申告書の写し

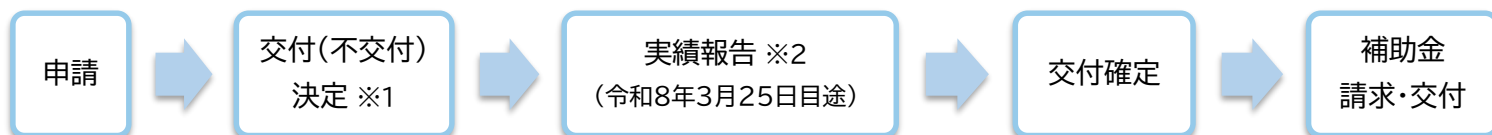
※決算書及び確定申告書については、損益計算書等、直近1年間の売上高及び売上総利益が確認できる部分のみ

実績報告時

◆共通(法人・個人事業主)

- ①補助事業等実績報告書(指定様式)
 - ②補助事業等実績報告書内訳調書(指定様式)
 - ③補助事業を実施したことを証明する書類
 - ④補助対象経費に係る領収書または支払いを証明する書類の写し
 - ⑤成果報告物
- ※①②は、ホームページからダウンロードできます。

スケジュール



※1 申請後、2週間程度で決定通知書を発行します。

※2 年度内に事業及び支払が完了する必要があります。

※その他注意事項などはホームページに記載されています。必ずお読みいただいた上で申請してください。

◆お問い合わせ◆

戸田市 経済戦略室 経済企画担当
TEL 048-441-1800(内線374)
メール keizai@city.toda.saitama.jp

詳細は必ずホームページをご覧ください！

戸田市 D X 推進補助金



ホームページ▶

